

大阪府監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年5月29日

大阪府監査委員	和田	秋夫
同	赤木	明夫
同	清水	涼子
同	藤原	敏司
同	大西	寛文

委員意見に対する措置

（府立高等学校におけるICT環境の整備と活用について）

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（教育総務企画課、高等学校課、学校総務サービス課）	
監査実施年月日	平成22年5月25日から同年8月27日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>府立高校では、複数のネットワークが個別に並存している中で、新たにパソコンを整備した結果、教員数を大幅に上回る教員業務用パソコンが配備され、不経済なものとなっている。また、業務内容によってパソコンを使い分ける必要があり、教員の業務の効率性が阻害されている。</p> <p>システム統合にはライセンス契約の制約やリース期間のずれなど課題もあるところであるが、経済性、効率性の観点から府立高校のあるべきICT環境について検討されたい。</p> <p>また、業務面、教育面ともに機器の有効活用を図る必要があることから、技術知識や活用方法の具体例などの面で、教育委員会事務局が主体的にノウハウの集約・蓄積・提供等を行われたい。</p>	<p>平成23年度に府立学校ネットワークの現状調査・今後のネットワークのあるべき姿の概要設計を行い、平成24年度には、概要設計に基づく機器等の詳細設計、平成25年度には詳細設計に基づく機器調達、平成26年1月末に府立学校の統合ICTネットワークの構築を行い、平成26年4月から本格稼働を行った。</p> <p>また、業務効率化の観点から、平成23年度に全府立学校共通の成績・出欠管理等を含む校務処理システムの開発をスタートした。平成24年度にはパイロット校による運用を開始し、対象校からの要望を取り入れて入力画面の改善及び出力帳票の汎用性向上を図り、平成25年4月から旧ネットワークでの全校運用を開始した。さらに、平成26年1月に校務処理システムのサーバ及びデータ等を統合ICTネットワークのデータセンターに移行し、平成26年4月から統合ICTネットワークでの校務処理システムの運用を開始した。</p> <p>なお、古いOSを使用している等の理由により活用できなくなった</p>

	パソコンについては、平成23・24年の2年間で計画台数の廃棄処分を完了した。
--	--